

令和5年度

**第16期第27回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和5年7月25日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和5年7月25日(火) 午前10時から11時15分まで

場所 三重県教育文化会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 定置漁業、区画漁業（真珠・真珠母貝以外）、共同漁業の免許申請について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 3 議案3 遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示について
- 4 報告事項1 「漁業に関する協定」に係る報告事項について
- 5 その他
 - (1) 全国海区漁業調整委員会連合会要望活動等について
 - (2) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長 林 茂 幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

班長 栗山 功
主幹兼係長 中西 健五

(漁業調整班)

主幹兼係長 藤島 弘幸
主任 中瀬 優

傍聴者

なし

計 22 名

○小川会長

それでは、ただいまから第 27 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、15 名全員出席ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として掛橋委員と木村那津子委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1「定置漁業、区画漁業（真珠・真珠母貝以外）、共同漁業の免許申請について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

第 22 回海区漁業調整委員会にて審議いただいた定置漁業、区画漁業（真珠・真珠母貝以外）、共同漁業の三重海区漁場計画に基づいた免許申請に関するものです。1-1 ページをご覧ください。令和 5 年 7 月 12 日付け農林水第 24-4116 号で、漁業法第 70 条の規定に基づき、三重県知事から当委員会の意見が求められています。

1-3 ページをご覧ください。漁業法第 72 条で免許についての適格性について定められています。令和 2 年の改正漁業法施行前は、適格性の判断については、海区委員の投票により審査することが原則とされてきました。漁業法改正後は、都道府県知事が申請内容を確認し、海区委員会の意見を聴くこととなりましたので、当委員会からは意見があればその旨、答申することとなります。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

1-1 ページが諮問書です。1-3 ページから説明させていただきます。漁業の免許として、「漁業の免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。」、ことになっています。三重海区漁場計画の作成を委員会に諮問し答申をいただき、計画を公示して 6 月 13 日締めで申請を受けました。定置漁業 29 件、区画漁業 592 件の公示をしたところ、くろまぐろの 2 件に申請がなく、区画の免許申請件数は 590 件でした。共同漁業は 147 件公示して 147 件の申請がありました。合計 768 件公示して 766 件申請がありました。

なお、今回の申請を受けるなかで競願はありませんでした。

都道府県知事に申請があったときは、漁業法第 70 条の規定により、「都道府県知事は海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」とされていますので、諮問をさせていただいているところです。

同法第 71 条は免許をしない場合です。申請内容を県で審査する際、どのような場合に免

許をしないかが規定されています。

一番目、適格性を有する者でないときです。この内容については後程説明させていただきます。

二番目、漁場計画の内容と異なる申請があったときです。

三番目、その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるときです。これは一人の漁業者が多数の漁業権を独占して、ほかの人がやりたくても出来ないようなときですが、今回の申請ではありませんでした。

四番目は、内水面のことですので、該当はありません。

一番目の適格性について、免許申請がありその申請の添付書類を県で確認しますが、同法第 72 条で「免許についての適格性」が規定されています。

個別漁業権の場合は、(1) 適格性を有する者は、次のいずれにも該当しない者とする。

一、漁業又は労働に関する法律を遵守せず、かつ、引き続きこれからも遵守することが見込まれない者とあります。このことに関しては、過去 5 年の漁業又は労働に関する法律についての遵守状況に係る申出書を添付書類として求めており、それで確認しています。

二、暴力団員等であること。

三、法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること、とあります。

四、暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

このような部分を確認するため、暴力団員等ではないなどの誓約書を添付書類として求めています。

団体漁業権は共同漁業権とくろまぐろの一部を除いたほとんどの区画漁業権となり、区画漁業権は、類似漁業権と新規漁業権で適格性が少し異なります。類似漁業権の場合は、「関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数」分の「下記のうち組合員である者の属する世帯数」となります。つまり、その関係地区に住所を有していて、当該漁業を営む者の所属する世帯数のうち、組合員である世帯が 2/3 以上が含まれている漁協に適格性があるということです。地区のなかにある程度その漁業を営む人が漁協にいないことには、免許をすることができないということです。例えば、一人も藻類養殖を営む人が地区に住んでいない場合には、藻類養殖業の区画漁業権について適格性がないということになってしまいます。

区画漁業権の新規漁業権と共同漁業権の場合は、「関係地区内に住所を有し、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数」のうち、2/3 以上が漁業協同組合に属している漁業協同組合に適格性があるということになっています。新規の区画は共同と同じような意味で、まだ藻類養殖も貝類養殖も営む人がいない場合もありますので、こういうものの見方で適格性を審査することになっています。

個別の案件について説明します。

1 - 5 ページの定置漁業権から説明します。先にも説明しましたが、免許についての適格性に関しては、漁業や労働に関する法令遵守がない者や暴力団員等である人達に適格性はないということです。

申請の概要としては、29 件公示して 29 件申請がありました。内訳は、単独申請 28 件、共同申請 1 件で、共同申請は長島共同大敷組合だけです。単独申請の内訳は漁協 1 件、個

人 8 件、その他法人 19 件です。

1 - 7 ページからの一覧表で説明します。項目は左から漁業の名称、地元地区、住所、名称、申請区分、暴排法関係誓約書、漁業及び労働に関する法令として申立書と申告書です。暴排法関係誓約書は暴力団関係者が支配しないなどの誓約書を確認するものです。

漁業及び労働に関する法令に係る項目には、申立書と申告書があります。申立書にのみ「○」があるところは、過去 5 年間法令に違反していないということです。申告書に「○」があるのは定 5 号、定 8 号と資料の訂正になりますが定 10 号です。定 10 号の申告書に「○」が抜けておりました。申告書に「○」がある定 5 号と定 8 号については、漁業法関係の省令違反があったと報告がありました。しかしながら、すでに指導を受け入れるとともに免許期間中に今後違反があったら、速やかに 14 日以内に県に報告する申し出もごさいますので、今回は漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ引き続き遵守することが見込まれないという者には、該当しない判断をさせていただいたところです。

定 10 号については、労働に関する法令違反があったとの報告がありました。しかしながら、指導受け入れるとともに、今後免許の期間中に違反があったら、速やかに県に報告する申し出を受けていますので、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者ではないという判断をさせていただきました。

それ以外については、適格性に関する検討をすべき点はありませんでした。

申請が公示番号 1 番から 29 番まで 29 件ありました。1 番、有限会社志摩定置、2 番、丸友水産有限会社、3 番、片田で片田定置株式会社、4 番、和具で三重外湾漁協、5 番、阿曾浦で清洋水産株式会社、6 番、贅浦で贅浦大敷株式会社、7 番、奈屋浦で山本さんの単独個人申請、8 番、神前浦が清洋水産株式会社、9 番、方座浦が方座浦大敷株式会社、10 番、錦で錦大敷株式会社、11 番、長島町で長島共同大敷組合ですが形としては庄司さん他 2 名の共同申請、12 番、島勝浦で株式会社島勝大敷、13 番、小山浦で清稔丸定置ですが中川さん個人の単独申請、14 番、尾鷲で橋本さん個人、15 番、尾鷲で濱田さん個人、16 番、行野浦で岩崎さん個人、17 番、九鬼で九鬼定置漁業株式会社、18 番も同じ九鬼定置漁業株式会社、19 番、小倉さんの単独、20 番、早田で株式会社早田大敷、21 番、梶賀浦で梶賀大敷株式会社、22 番、甫母須野で株式会社ゲイトです。ここは甫母須野で以前営んでいた定置が休業していて、行使しておらず新規扱いで計画した定置漁業権です。株式会社ゲイトは、東京で飲食業等を営んでいる会社で、現在熊野漁協のなかの小型定置で操業を行っています。これまで規格外の魚を自らの飲食業で使うとか、ペットフードに加工したりする取り組みをしている会社です。今回、規模を拡大して操業を行うために 22 番に申請がありました。23 番、遊木浦で株式会社遊木大敷、24 番、磯崎で有限会社恵洋水産、25 番と 26 番が間部さん、27 番が木本で有限会社恵洋水産、28 番と 29 番が阿田和で阿田和大敷漁業生産組合からの申請となっています。定置漁業に関しての説明は以上です。

次は 1 - 11 ページからの区画漁業です。区画漁業には個別漁業権と団体漁業権の両方があります。個別漁業権に関しては、くろまぐろ養殖の一部のみです。適格性の判断の仕方は定置漁業と同様であり割愛させていただきます。団体漁業権に関しては 2 / 3 以上というなかで、引き続きほぼ同じ内容での漁業権に関しては、藻類漁業、貝類養殖業、魚類養殖業を営む世帯数。新規の区画に対しては沿岸漁業を営む者の数で考えることになっています。

藻類養殖業からです。公示した件数 394 件、申請件数 394 件、うち単独申請 389 件、共同申請 5 件です。

1-13 ページからの免許申請一覧表で説明します。なお、先ほどの定置、個別漁業権と違い団体漁業権のため適格性の項目が少し異なり、「地区内に住所を有し当該漁業又は沿岸漁業を営む者の属する世帯数」と「左のうち組合員の世帯数」になります。これが 2/3 以上ないといけないんですが、すべての区画で満たしていました。

公示番号区 1 から説明させていただきます。区 1 と区 2 に関して、関係地区が区 1 は木曾岬、伊曾島、城南、区 2 が木曾岬、大島の区画ですが、この区 1 と区 2 を含め区 1 から区 7 までは、これまでは桑名漁業協同組合連合会が漁業権者になっていましたが、桑名漁連が解散する方向で進んでおり、両者協議したうえで、区 1 と区 2 は伊曾島漁協の単独申請となりました。区 3 から区 7 は伊曾島漁協と赤須賀漁協の共同申請です。共同申請の漁協はここのみです。区 8 から区 18 まで鈴鹿市漁協、区 19 から区 23 まで白塚漁協、区 24 から区 36 まで松阪漁協、区 37 から区 52 まで伊勢湾漁協、区 53 から区 138 まで鳥羽磯部漁協の単独申請です。鳥羽磯部漁協の備考欄に新規と書いた区画は、新規の区画です。例えば、小浜地区の区 53 から区 57 を見ていただきますと、区 53、区 54、区 55 は藻類養殖を営んでいる世帯数ということで、4 世帯中 4 世帯となっていますが、新規の漁場に関しては全体の沿岸漁業を営む者として、区 56 は 13 世帯中 13 世帯と数が多くなっています。他の地区も同じように新規のところは多い傾向があります。

区 139 の安乗から始まり、国府、立神、神明、鷓方、畔名、名田、波切、大王船越、片田、布施田、和具、越賀、迫子・浜島・神明、迫子、塩屋、桧山路・浜島、浜島の区 288 までが外湾漁協の和具事業所、安乗事業所管轄の区画ですべて単独申請です。区 289 の宿浦、神原、五ヶ所浦の関係地区が複数に跨るような五ヶ所湾内の区画があり、五ヶ所浦、中津浜、南勢船越、磯浦、内瀬浦、迫間浦、相賀浦、阿曾浦、慥柄浦、贅浦、奈屋浦、神前浦、方座浦、古和浦、錦の区 374 までが外湾漁協くまの灘事業所の管内で、すべて単独申請です。区 375 から区 393 までの長島町、海野、矢口浦、引本浦、尾鷲、大曾根、行野浦、早田、曾根浦、古江が外湾漁協長島事業所と尾鷲事業所の管轄で単独申請です。

最後、区 394 の行野浦が熊野漁協で単独申請です。以上が藻類養殖業の免許です。

1-29 ページからが魚類養殖業です。公示した件数 66 件、申請件数 66 件です。1-31 ページからの免許申請一覧表で説明します。区 1001 から区 1003 までが桃取町で鳥羽磯部漁協、区 1004 の五ヶ所浦から始まり区 1034 の錦までが外湾漁協くまの灘事業所の管内で、区 1035 の海野から始まり、道瀬、白浦、引本浦、矢口浦、須賀利・引本浦の区 1053 までが長島事業所、区 1054 から区 1056 の尾鷲・大曾根とあり、区 1057 の早田地区ですが、魚類養殖に関しては、この早田の区画だけが新規となります。区 1058 から区 1063 までが賀田湾の漁場で、ここまでが外湾漁協です。

区 1064 から区 1066 が熊野漁業協の甫母須野・二木島地区として申請があり、適格性などにおいてもすべて満たしていました。

1-37 ページからがくろまぐろ養殖業です。公示した件数が 5 件ですが申請件数が 3 件で区 1504、区 1505 は申請者なしでした。結果として団体漁業権が 1 件、個別漁業権が 2 件です。

1-39 ページの免許申請一覧表の区 1501 と区 1503 が個別漁業権で誓約書、申立書を提

出していただいています。区 1502 は単独申請で適格性も団体漁業権の要件も満たしていません。区 1504 と区 1505 は申請なしでした。くろまぐろ養殖業は以上です。

1-41 ページからが貝類養殖業です。127 件公示して 127 件申請がありました。区 4001 の小浜から鳥羽、坂手、桃取町、桃取町・和具浦・答志、安楽島、浦村、相差、畔蛸、千賀、千賀堅子、的矢・三ヶ所・渡鹿野、的矢、飯浜、坂崎、三ヶ所、渡鹿野、的矢・三ヶ所・渡鹿野の区 4046 までが鳥羽磯部漁協の申請です。新規もいくつかあります。

区 4047 の国府からが外湾漁協で、立神、神明、鶉方、波切、大王船越、布施田、和具、越賀、浜島の区 4088 までが、和具、安乗事業所の管内。区 4089 の宿浦から五ヶ所湾内の各地区、阿曾浦、神前浦、方座浦、古和浦、錦の区 4117 までがくまの灘事業所の管内です。

区 4118 の長島から区 4127 の三木浦までが長島事業所、尾鷲事業所の管内ということで申請がありました。すべて適格性は満たしていました。貝類養殖は新規が 12 件、他は類似です。区画漁業権は以上です。

1-53 ページからが共同漁業です。共同漁業は団体漁業権です。公示した件数は 147 件で申請件数も 147 件です。単独申請 142 件、共同申請 5 件でした。

1-55 ページからの免許申請一覧表で説明します。共 1、共 2 はこれまで桑名漁連からでしたが、区画と同様に伊曾島漁協と赤須賀漁協の共同申請になりました。それ以外に関しては特に変更はございませんし、適格性もすべて満たしていました。

共 1 から説明します。共 1、共 2 が伊曾島と赤須賀漁協の共同、共 3 と共 4 が四日市市漁協、共 5、共 13、共 14 は鈴鹿市漁協、共 6、白塚漁協、共 7、松阪漁協、共 8、松阪漁協と伊勢湾漁協の共同、共 15 から共 19 まで松阪漁協、共 9 から共 12 までと共 20 から共 23 まで伊勢湾漁協の単独の申請、共 24 は小浜地区で鳥羽磯部漁協の単独ですが、共 25 に関しては関係地区が小浜と松下の漁業権で伊勢湾漁協と鳥羽磯部漁協の共同です。共 26 の小浜から共 61 の的矢・三ヶ所、渡鹿野までが鳥羽磯部漁協の単独申請です。共 64 は的矢、渡鹿野、三ヶ所、国府が関係地区での的矢湾の入り口付近が漁場となるため鳥羽磯部漁協と三重外湾漁協の共同申請です。共 65 の安乗からが三重外湾漁協の漁業権で、英虞湾のなかの共 94 の浜島・南張までが和具事業所、安乗事業所の管内、共 96 の田曾浦から共 124 古和浦、共 126 錦までが熊野事業所の管内、共 127 の長島町から共 148 梶賀浦までが長島事業所、尾鷲事業所の管轄です。共 149 の二木島・甫母須野から共 154 木本までが熊野漁協、共 155 の阿田和、共 156 の井田が紀南漁協です。各申請とも適格性を満たしていました。

説明は以上です。よろしく願います。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは議案 1 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1について異議がない旨答申することとします。

続きまして、議案2「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

2-1ページにありますように、このことについて、令和5年7月12日付け農林水第24-1037号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第5項の規定で読み替える第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は令和5管理年度のくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について諮問です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

2-1ページが諮問書です。2-4ページに知事管理漁獲可能量の変更のポイントをまとめました。

1 今回の諮問は、6月末時点でのくろまぐろ大型魚、30kg以上になりますが、その他漁業における漁獲量が積み上がっていることに伴い、大型魚の定置漁業及び県の留保枠からその他漁業に漁獲枠を配分するため、知事管理漁獲可能の配分を変更するものです。

2 6月末時点の、大型魚の漁獲量等については、表のとおりです。定置漁業ですが、漁獲量は6月末時点で5.22トン、知事管理漁獲可能量としては12.1トンあり、残量としては6.88トンで消化率は43.1%となっています。その他漁業の6月末時点までの漁獲量は13.12トン、知事管理漁獲可能量は13.3トンで残量としては0.18トンになり、消化率は98.7%となっています。

3 大型魚のその他漁業について、消化率が98.7%まで積み上がり、漁獲量が8割以上積み上がったことが認められましたので、「くろまぐろの令和5管理年度における三重県の管理方針」に従って、現在1隻(統)あたり1日50kg又は1隻(統)あたり1日1尾を漁獲条件とする水揚げの制限を実施しています。

4 こうした状況のため、6月末までの大型魚の定置漁業の消化率やその他漁業（まき網漁業など）の混獲等を考慮し、大型魚の定置漁業から2.1トン、県の留保枠から2.9トン、合計で5.0トンをその他漁業へ配分したいと考えています。

2-3ページが新旧対照表で左が新しいもの、右が旧になります。くろまぐろ大型魚をご覧ください。漁獲可能量33.3トンで、枠の総量に変更はございません。定置漁業の配分

について、12.1 トンから 10.0 トンへ変更させていただきたいと考えています。

また、大型魚のその他漁業を 13.3 トンから 18.3 トンに変更させていただきたいと考えています。この点について、2－5 ページをご覧ください。くろまぐろの漁獲状況と配分等の一覧です。小型魚についての変更はありません。大型魚ですが県全体の枠としては、変更はありません。定置漁業の現在枠は 12.1 トンありますが、この 12.1 トンのうち、2.1 トンをその他漁業にまわさせていただきたいと考えています。配分後の漁獲可能量としては 12.1 トンから 2.1 トン引いて 10.0 トン。配分の残量は 4.78 トンになります。

次に現在の県留保枠は 7.9 トンあります。そこから 2.9 トンをその他漁業に配分したいと考えています。現在枠の 7.9 トンから 2.9 トンを引きますと、枠としては 5.0 トン残ることになります。

最後にその他漁業について、現在枠が 13.3 トンで、6 月末までの漁獲実績は 13.12 トンに達しています。今回、定置漁業から 2.1 トン、県の留保枠から 2.9 トン、あわせて 5.0 トンをその他漁業に配分させていただきたいと考えています。配分後の漁獲可能量は 13.3 トンに 5.0 トンが加わり 18.3 トンになります。配分後の残量としては、5.18 トン残ることになります。この配分数量、考え方等については関係団体から既に同意を得ています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川会長

ただいまの説明について、意見はございませんか。

○濱田委員

定置から 2.1 トンを減らしたということですが、これは一時的なものですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

一時的なものになります。三重外湾漁協の調整の時に定置の代表者にも参加していただきました。その代表者のお話のなかでも現在定置漁業では漁獲があまり積み上がっておりませんので、その 2.1 トンの配分を回すことについてもご了解をいただいています。代表者の方からは、定置は 1 月から 3 月に漁獲が積み上がってくるため、積み上がった場合については、定置に配分を回していただきたい旨の申し出を受けています。その点についても関係漁協の同意を得るなかで、漁獲が積み上がってきたら、定置の方にも回らせてほしい旨伝えています。

○濱田委員

決まったことですが、定置協会から協会員の皆さんに同意は得ていないですね。代表者の一存ですね。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

今回定置協会としては同意を得ていないのですが、関係漁協の定置漁業に所属する関係漁業者の方にもお聞きしていただいて、この配分で問題ないかどうかの了解は得ています。

○田邊委員

定置の大型魚の実績自体は6トン強が最高です。そのなかで今年は12.1トンの配分があり、倍も枠があります。10トンもあれば1年間では必ず余るはずというのが代表者の判断だと思います。

○濱田委員

判断はいいんですけど、そのなかで定置の各経営者に説明がなかったもので、来年以降の枠はまた戻るのですか。

○田邊委員

説明はなかったですね。定置の枠は確実に7トンあったらおさまっていく範囲ということで代表者が判断したんやと思う。

その他の漁業に5トン増やすわけやけど、これがこの秋位までに例えばまき網が消化しなかった場合は元へ戻す。また秋位の海区で戻すような協議になると思う。春に30kg以上の大型魚を獲りすぎており、もう90何%も消化しとるもんで、細かい調整をしていかないかんのさな。30kg以下の小型魚を捌こう思うと、30kg以下なんか300隻以上あるなかでこれだけのトン数しかない。1件あたり300kgという上限が決められとる。皆が300kg獲ると10何トンも足らんようになってくる。そうすると大型魚は非常に有利な状況にある。件数のわりにはようけ獲れる。多い船なんか一隻で4トンも獲れるって、そんなばかなことはあらへん。

○濱田委員

大型魚はいいけど30kg以下はすぐ積み上がってくるから、それ振り替えてくれるんやったらいいんですけど。

○田邊委員

それはこれからです。この大型魚が余ったら30kg以下に貰わんとあかんのさ。30kg以下の定置漁業とその他の漁業があった場所へ振り分けてもらうような協議をしてかなあかん。

○小川会長

ありがとうございます。私から個人的な意見であります、少し意見言わせていただいでよろしいでしょうか。今、濱田委員からお尋ねの意見がありましたが、定置で操業されている方のなかに、これがいつ決まったんだと、周知されてないという思いがあるのかなと思います。もちろん定置組合、定置のなかで意見は聞かれているのだらうなとは思いますが、それぞれの定置を操業されている船主さんに話が届いていないというようなところがあって、そこらのところをご心配されているところかなと思います。できうれば、元通りにしていただきたいし、変えるんであればすべての船主さんに伝えられるようなシステムを考えていただければと思います。

○田邊委員

元通りというのは、僕ら 30 kg以下を中心に獲る者にすればちょっと不安だらけで定置に少し文句が言いたい。最初に漁獲実績を上回る配分をもらっておいて、元通りによこせって言うのはおかしい。小型魚は余っとる枠はいくらでもほしい。そういうなかで調整していかなあかんで、それはちょっと違うと思います。

○小川会長

わかりました。他にご意見はございませんか。よろしいですか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは議案 2 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案 2 については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案 3「遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 3 をご覧ください。

この委員会指示は、平成 17 年から毎年発動しているもので、水産基本法第 31 条に規定する「漁業と遊漁の共存」を目指し、指示区域の縮小・廃止を目的とするもので、本年度も継続して発動するかどうかお諮りするものです。以前はこの委員会指示に関して、漁業協同組合に現地での聴き取り調査を行っていましたが、令和 2 年度からアンケートによる調査としています。

アンケートについて説明します。3－5 ページをご覧ください。アンケートの調査票です。内容としては、問 1 から問 3 で委員会指示の継続についての希望やその理由、問 4 で地元の漁業協同組合で遊漁のまき餌釣りを認めることがあるかどうかについて、問 5 で遊漁との漁業調整上の問題について聴いています。

3－6 ページがアンケートの結果を取りまとめたものです。各漁業協同組合からは継続を希望し、遊漁との問題もないとの回答がありました。令和 3 年度及び令和 4 年度に伊勢湾漁業協同組合から要望がありました制限区域の拡大については、現在も地元地区と調整中とのことであり、本年度については従来 of 委員会指示の継続を希望し、制限区域の拡大については委員会に判断をゆだねるとの回答を電話にていただいています。

以上のように、すべての海域での継続を希望されており、遊漁との問題も生じておらず、また制限区域の拡大に関する意見を出されていた伊勢湾漁業協同組合も地元地区と調整中であることから、例年と同様の案を作成させていただきました。

3-1 ページと 3-2 ページが改正案、3-3 ページと 3-4 ページが現行の指示です。現行指示からの変更点は、下線部ですが、告示番号、告示日、会長名、指示の有効期間です。その他は変更ありません。

告示番号は「第 6 号」、告示日は「令和 5 年 8 月 8 日」の予定で、会長名は「小川和久会長」、有効期間は「令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日」までの 1 年間です。指示の内容や別表、別掲について変更はありません。

審議をよろしくお願いします。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは議案 3 については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案 3 については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項 1 「「漁業に関する協定」に係る報告事項について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 4 の 4-1 ページをご覧ください。令和 5 年 6 月 5 日付け 5 水第 367 号で愛知県農業水産局水産課長から、漁業に関する協定第 7 条第 2 項に基づく愛知県小型機船底びき網漁業の違反被疑事件の発生について報告があったものです。4-2 ページが概要で、豊浜漁協所属の漁船による違反であり、処分の結果はまだ出ておらず、改めて報告がある予定です。なお、黒く塗りつぶしているところは当事務局で塗りつぶしたものであり、原本は手元にあります。この違反被疑事件の詳細については水産資源管理課から説明させていただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（栗山班長）

お手元に地図を描いた参考資料1と書いた資料があると思います。こちらは委員会終了後回収させていただきます。

発生の概要についてご説明します。本件は令和5年5月10日午前5時40分に愛知県豊浜の小型機船底びき網漁船が、板びき網の禁止ラインを越えて、三重県共同漁業権第39号に350mほど侵入して、操業していたところを当県の漁業取締船「神島」の所属艇である「はやせ」がパトロール中に現認した案件になります。当日、取締船長が当該船に乗り込み漁獲物などの確認をしています。その時点でも被疑船の船長は状況を認めていましたが、後日、5月17日に取締船「神島」に出頭を依頼して、事情聴取をしています。その際にも被疑船の船長は違反の事実を認めており、現認調書を作成しました。愛知県との「漁業に関する協定」第7条に基づき、5月18日付けで愛知県庁に処分に係る事務を引き継いでいます。愛知県での処分ですが、7月末に処分に係る公聴会を開く予定と伺っています。処分決定後愛知県から処分内容についての報告があります。

報告は以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はございませんか。

○永富委員

言っても言っても、ハエ追うようなもんですわ。なんの効果もあらへん。県の取締船も頑張ってくれて、こういうことを挙げてくれているのは事実ですけど、また同じことをやってる。

○濱田委員

三重県のなかで違反しても愛知県で処分を下すんですか。

○永富委員

三重県は三重県でしょう。そうでしょう。

○水産資源管理課（栗山班長）

この件に関しては協定があり、そのなかで愛知県に引き継ぐことになっています。通常は、三重県の海域で違反して取り締まれる案件については、三重県で処分します。今年であれば愛知県船が1件と無許可操業で処分してる案件が1件あります。

この協定に基づく取り決めがありますので、こういった対応になっています。

○永富委員

その取り決めがあり、どのような処分をしたのかの報告は入るのですか。

○水産資源管理課（栗山班長）

入ります。今回の報告は海区調整委員会への報告ですが、こういう処分をしていますと水産庁にも報告されています。協定のなかにそういう取り決めもありますので、国もこういう事実を把握している状態です。

○藤原職務代理者

私の地元でもあり、この案件についてなんかあったという噂は聞いておったんですけど、取締船や水産資源管理課からは、こういう案件があったということを当該漁業権のある神島には連絡とかされていますか。

○水産資源管理課（栗山班長）

地元へはいつていると思います。水産資源管理課からはしていませんが、おそらく取締船を通して行っていると思います。

○藤原職務代理者

そうですか。理事からはそういう話を聞いていなかったもので。現場としては、やっぱりこの春先の時期になると2番ブイの付近なんさな。あえてこの協定でも板びき網の操業自粛区域を第39号から200m外へ出すことにしている。ここは以前から特に開口板の違反が多い。今回も非常に残念なのが開口板の船がこんな違反をしとるなんて一番残念なんです。開口板のために法を動かせとして、あれだけ厳しいやりとりがあったなかで、こういう海域でもう何年も開口板がこんなことをしている。

○浅井委員

8年。

○藤原職務代理者

8年位になってきてこういうことがまた起きてきて、うちの組合長が言うようにハエを追うようなもの。特に「神島」の船長及び「はやせ」には、我々が寝とる間も取り締まりにまわってくれているということが、こういう形で出たんやと思うんやけどさ。その辺のところは行政としても愛知の方へは厳しく抗議してほしい。本当にこのようなことを開口板がやるっていうのが一番裏切られた感じがします。

○浅井委員

私の方にも三重県からそのような連絡はなかったんですけど、愛知県の組合長からえらいすいませんでしたと、連絡がきました。藤原職務代理が言うように、あんたらが違反したらあかんよと、徹底的に許さんと言うとききました。本人からも電話があったので、きつく言うとききました。こうゆうことをすると、今までやってきたことが協定とかが無駄になってくる。すごく謝まっていたんですが、絶対に許さんということだけは言うておきました。

○小川会長

ありがとうございました。海区委員会でも様々な心配する意見が出たことを認識していただければと思います。

それでは次に進みたいと思います。

その他事項1「全国海区漁業調整委員会連合会要望活動等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5をご覧ください。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議、要望活動及び理事会が7月11日（火）に霞が関で行われました。当海区からは連合会の副会長を務められています小川会長に出席していただきました。

5-3ページをご覧ください。当日はこのスケジュールに従い行われました。5-4ページと5-5ページをご覧ください。要望項目及び要望先です。水産庁、外務省、国土交通省などで要望活動を行っていただきました。要望に対する回答は後日となりますので、回答が届きましたら改めて報告させていただきます。

報告は以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは私から一言申し添えます。11日に増田主幹と東京に行ってまいりました。国土交通省に始まって、水産庁まで各部局の方とお話をする機会に恵まれました。そのなかで水産庁の方が申し述べていたことが少し記憶に残りましたので、それだけお話ししたいと思います。「漁業、水産漁業というのは、水産動植物を摂取して食生活に寄与するだけではなく、文化的にもあるいは、国防的にも様々な要素があるんだ。」というようなことを話されたことが非常に記憶にあります。海区といたしましては、私個人の意見ではございますが、水産物を漁獲することだけでなく、それに伴って日本の水産文化というものを持っているんだと考えています。そういうところが大いに同意を得たところでございました。私にとってはこういう機会は今までありませんでしたので、非常に鮮烈な感じを受けました。それが現在の心境であります。

それでは、次に進みます。

その他事項2「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○永富委員

ちょっとその前に質問していいかな。

合併漁協だけの問題やと思うんですけど、合併しても共同漁業権は変わらへんわな。共同漁業権は変わらんということは、例えば、隣の組合員が半減して20人以下の5人や2人になっても共同漁業権は行使せなあかんのかな。そういうことがはっきりされていないのではないかな。お互いに合併しているので、譲り合って行使すれば良いわけやけど譲れなくなってきた。昔から共同漁業権の隣の人とは仲が悪く話がまったくまとまらへん。一方の

地区が2人で、もう一方が100人いた場合、法律的に何かをせんと2人でもこれだけの漁業権が行使できるのですか。この2人だけが共同漁業権を行使するとすると、合併した意味がなくなってくる気がします。

通常であれば、20人以下の組合員になったら当然その漁協は解散されます。それは問題ないんですが、合併漁協において、その地区の行使者が2人や3人になっても地区の共同漁業権を行使することについて、まだ何も決められてないので、今後の検討課題としてお願いしたい。どうしたらこんなことが解決できるかということを検討課題としていただきたい。

○小川会長

県サイドにも今後の問題として留意していただければありがたいかなと思います。それでよろしいでしょうか。

○永富委員

はい。

○小川会長

それでは次に進みます。

その他事項2「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

8月22日（火）10時から 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室
議題（案）

- ・定置漁業、区画漁業及び共同漁業の三重海区漁場計画の変更に係る公聴会の開催について

○小川会長

ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。

上記の議事内容に相違ないことを証明します。

議 長

議事録署名者

議事録署名者